

# 令和 7 年度第 8 回 京都府最低賃金専門部会

## 議事録

令和 7 年 8 月 27 日（水）

午前 8 時 30 分～9 時 20 分

京都労働局 6 階会議室

京都労働局  
京都地方最低賃金審議会

## 京都地方最低賃金審議会 令和7年度第8回京都府最低賃金専門部会

令和7年8月27日（月）午前8時30分から9時20分まで  
(京都労働局 6階会議室)

●労側委員、■使側委員、○公益、事務

### 【全体審議】

#### ○櫻井部会長

ただいまから第8回京都府最低賃金専門会を開催します。事務局から出席状況のご報告お願ひいたします。

#### ○川部賃金室長

本日もよろしくお願ひいたします。本日の出席状況についてご報告いたします。

公益代表委員3名、労働者代表委員2名、使用者代表委員2名、計7名の出席につき、本日の専門部会は有効に成立しております。

また、本日の議事は非公開ですが、議事録は作成するため、議事録署名人を決めさせていただくようお願ひいたします。

#### ○櫻井部会長

本専門部会が成立していることを確認いたしました。

議事録署名人はどちらにお願いできますでしょうか。

労側は門野委員、使側は石垣委員、よろしくお願ひいたします。

では、議事に入る前に、事務局の方から他府県の状況をご報告いただきたいと思います。よろしくお願ひします。

#### ○川部賃金室長

本日時点の他府県の結審情報につきましては、別添一覧表を配布する予定でしたが印刷の方が間に合っておりません。本日専門部会の議事の途中で、刷り上がり次第配布させていただきますので、この場はご容赦願います。以上となります。

#### ○櫻井部会長

申し訳ありませんが後からの配布ということでご理解いただければと思います。

では、京都府最低賃金改正の審議に入ります。

まず前回の専門部会において、労使双方から歩み寄りのご努力いただきまして、

合意に至った内容について確認しておきます。

京都府最低賃金の引き上げ額については、目安+1円となる64円、発効日については、令和7年11月21日とすることで、労使双方から了解をいただきました。

本日は付帯決議の最終確認等のため、短時間にはなりますが、公労協議と公使協議を1回ずつ実施したいと考えております。よろしいですか。

●■○各側委員

(異論等なし。)

○櫻井部会長

では、只今からしばらく専門部会（全体審議）を休会とさせていただいて、個別協議を行います。

では、なんとか資料が間に合ったようですので、資料をご説明いただいてから個別協議ということにいたします。

○川部賃金室長

審議時間の関係で、各自で見ていただいて参考にしていただければと思います。

○櫻井部会長

では、各自ご確認いただくということで、よろしくお願ひします。

早速ですが、個別協議について事務局からご案内をお願いいたします。

○川部賃金室長

では、本日の個別協議ですが、まず公労協議を7階会議室で行いますので、その間、使側委員の皆さんはここで待機願います。

併せて待機いただいている時間の間で、付帯決議の最終文書の方を確認していただければありがたいと思っております。

それでは労側委員の皆さんには、事務局の案内で7階に移動をお願いいたします。

**【個別協議】**

**【全体審議】**

○櫻井部会長

それでは専門部会を再開いたします。

今日含めて本日までに8回の専門部会において真摯な審議を重ねていただき、前回の専門部会では可能な限り労使の意見を踏まえた公益案とするために、意見調整を再度行わせていただきました。

その結果、労使双方の歩み寄りを踏まえ、本日正式に公益案を提示し採決することとしたいと思っております。

まず、事務局の方で、公益案の読み上げをお願いいたします。

○川部賃金室長

お手元の公益案をご覧ください。

令和7年度京都府最低賃金の改定額。

区分、時間額。現行金額1,058円。引上げ額64円。改正金額1,122円。引き上げ率6.05%。発効日令和7年11月21日。

以上となります。

○櫻井部会長

はい、ありがとうございます。

それでは、ただいまの公益案について採決を行いたいと思います。

まず、公益案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

○櫻井部会長

はい、ありがとうございます。

次に、公益案に反対の方は挙手をお願いいたします。

○櫻井部会長

はい、ありがとうございました。

ただいまの採決の結果、賛成4名、反対1名、棄権1名ということですので、賛成多数によりまして、令和7年度京都府最低賃金の改定額については、公益案のとおりに決定いたします。

どうもありがとうございました。

■深沢委員

コメントしてもよろしいですか。議事録に残していただきたいので発言します。

賛成ということで挙手をさせていただいたのですが、もちろん引き上げ幅に関しては小規模事業者等の影響を考えると、決して賛成できる幅ではないというのが、使用者側の委員としての見解です。

けれども、今回中賃のコメントもありました発効日のことが、いわゆる法定ではなく最短の発効日ではなくて、（小規模事業者等への）影響の軽減、特に就労抑制の影響の軽減、あるいは特に正規従業員の 10%弱の影響率のことで、準備の期間の配慮等も含めて、指定日発効で 11 月 21 日になったことは一定評価すべき、ということがあります。

そこで敢えて賛成ということで挙手させていただいたので、コメントさせていただきました。

○櫻井部会長

ありがとうございました。他にございますか。

●門野委員

私は判断をしかねてしまい、それで棄権させていただいております。

やはり発効日の件は、先ほどもお話ありましたが、私どもとしましては、今回、確かに目安の審議の中でも議題とすべきという話はあったので、それはそれで受け止めて考えてはいたのです。

けれども、結果、現時点で、発効日を遅らせた都道府県では、労側が反対する意思が明確に出ております。全会一致あるいは明らかなプラス等のところにおいてだけ、賛成をされているという傾向も見られます。

ですので、それを踏まえると、今回の発効日を 11 月 21 日にすることに対しては、非常に判断をしかねたということが理由で、棄権させていただいたところです。

○櫻井部会長

では双方、各委員の意見を出していただいたということでよろしいですか。

●■○各側委員

(意見等なし。)

○櫻井部会長

では、次に進ませていただきます。先ほどの個別協議で確認させていただいた付帯決議を盛り込みまして、この後、部会長報告書案について確認したいと思います。

今から事務局でご準備いただきます。しばらくお待ちください。

(中断－事務局による付帯決議の作成)

○櫻井部会長

では、付帯決議を含む報告書の全体をご確認ください。

まず付帯決議につきましては、日付、部会長名、そして、本文の3行目の「意見は一致しなかったので」というところが書き込まれたというところが、先ほど確認したものと違っています。今日二者協議でご確認をいただいて、文面としては変更ありません。

それから最後に、別紙で、先ほどご説明申し上げました改定額が書かれております。適用する地域、使用者、労働者、それから最低賃金額、最低賃金において賃金に参入していないもの。最後に効力発生日について間違いないでしょうか。ご確認いただいたということでおろしいですか。

### ●■○各側委員

(異論等なし。)

### ○櫻井部会長

ありがとうございます。

そうしましたら、この報告書によって、この後の本審の方で会長に報告することにさせていただきます。以上で、令和7年度の京都府最低賃金専門部会は終了ということになります。

この間、円滑な審議にご協力いただきましたことに感謝申し上げます。

お盆休みを挟む本当に暑い夏に、何度も皆さん真摯な議論を重ねていただきました。本当にありがとうございました。大変ご苦労様でございました。

では、事務局から連絡事項がありましたら、お願いいいたします。

### ○川部賃金室長

本日までのご審議、大変ありがとうございました。

この後、10時30分から第3回京都地方最低賃金審議会を大会議室の方で開催します。専門部会での結論を、櫻井部会長からご報告をいただく予定をしております。

大会議室の方はすでに準備が整っているようですので、大会議室の方へご移動いただき、開始時間まで少し時間のあいだが空きますけれども、お待ちいただくようよろしくお願いいいたします。以上です。

### ○櫻井部会長

では、しばらくお待ちいただきますが、よろしくお願いいいたします。